

第5章 施策の具体的な方向（たたき台）

基本目標Ⅰ 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進

基本方針1 子供主体による授業への授業観の転換

施策の方向性（1）自立した学習者の育成

○施策の目指す姿（調整中）

県総合計画と同様

【現在】

Society5.0社会を見据え新たな価値を創造する人材の育成に向け、現状の一斉授業スタイルから、子供主体の授業への転換が求められている。



【将来】

多様な他者と協働したり、自ら自己調整したりして学習を進めていく子供主体の授業への転換が図られることにより、子供一人一人の関心・意欲や特性にもとづいた学びが実現している。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 個別最適な学習、協働的な学びの一体的な充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①主体的・対話的で深い学びの推進	高	各教科の指導主事による学校訪問における研究授業を通して主体的・対話的で深い学びの3つの視点を育みます。
	高	学習者の目線で授業改善の取組の方向性を協議するワークショップを行い、個別最適な学習、協働的な学びの一体的な充実を図ります。
	義	児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感することができるよう、各教科等の特質に応じた学習を推進します。

2 問題発見・解決能力の育成

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①問題発見・解決能力の育成	義	児童生徒が自ら学習課題や学習方法を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促します。
	義	教育課程の実施上の工夫を行い、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにします。
	高	総合的な学習（探究）の時間における文理の枠を越えた横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにします。

基本方針2 成長の基盤となる資質・能力の育成

施策の方向性（1）確かな学力の育成

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

学習指導要領の下、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に向けた取組が進んでいるが、必ずしも現場の授業実践に結び付いていない。



【将来】

「全国学力・学習状況調査」や「県学力把握調査」の結果の分析等に基づく授業改善により、子供主体の授業の実践により、児童生徒の学びに向かう力が高まっている。

○施策の概要

1 確かな学力を伸ばす教育の充実

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（義務教育課/高校教育課/総合教育センター）

具体的な取組

①生きて働く知識及び技能の習得	義セ	授業力を養成する講座の開催や、研究指定校における公開研究会、全ての教員が相互に授業を参観し研修する体制づくりを進めます。
	義セ	「やまなしスタンダード」の視点に基づく授業づくりの工夫・改善に努め、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。
	義セ	全国学力・学習状況調査、山梨県学力把握調査等の結果を基に教員の指導力向上、学校の教育力の向上を効果的に図ります。
	義セ	全国学力・学習状況調査、山梨県学力把握調査等の結果から課題を明確にし、県が提供する調査結果の分析資料等を活用し、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。
②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成	セ	県が提供する調査結果の分析資料や評価問題等の資料を活用し、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。
	義	体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に導入し、探究的な学習過程を通して、深い理解を伴う知識の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。
	義高	家庭生活や社会の課題を通して、思考力・判断力・表現力等を育む指導方法の研究を進めます。

2 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/私学・科学振興課/子育て政策課）

具体的な取組	
①幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組の推進	義 （後掲）
②小・中・高等学校の教員の連携推進	義 高 小・中・高等学校の系統的な学習指導を進めるために、小・中・高等学校の教員が連携し、教科や領域の研究を進めます。
③高等学校・大学間の相互の連携	高 高等学校・大学間の相互の理解を深め、教育課程に連続性を持たせるなど、授業内容を双方で検討します。
④公立高校入学者選抜制度の検証・改善	企 全県一学区制の下、前期募集と後期募集からなる入学者選抜制度について、毎年行っている生徒や保護者対象のアンケート結果を参考にしながら、中高関係者等の連携の中で持続的に検証を行い、改善を検討します。
⑤高大接続改革への対応の推進	高 2025（令和7）年度入試からの新学習指導要領に対応した、大学入試制度の動向を注視し、きめ細かな学習指導及び進路指導を推進します。

3 命を守る教育の推進

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課/総合教育センター）

具体的な取組	
①教員の資質・能力の向上	セ 学校の立地等の実情を踏まえ、教員等のキャリアステージに応じた防災・危機管理等に関する研修を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。
②安全・防災教育の充実	義 高 セ 学校における体系的な防災教育に関する指導内容を整理し、防災に関する教育の充実を図ります。
	義 セ 危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成を図ります。
	義 高 セ 災害後等の自助・共助・公助の視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容を充実します。
③山梨県学校防災指針の活用	義 高 セ 山梨県学校防災指針を積極的な活用を図り、各学校の実情に合わせた学校防災計画の作成及び児童生徒の発達の段階に応じた防災教育を支援します。

4 主権者教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取組	
①主体的に社会参画する主権者の育成	セ 社会の形成者として主体的に参画し担うための資質・能力の育成を、小・中社会科、高校公民科をはじめ、学校生活のあらゆる場面を通じて推進します。
②学校・家庭・地域の連携による取組の充実促進	生 多様な人材の参画による教育支援活動が促進されるよう、地域と学校をつなぐ活動の推進について、各種研修会・会議等で啓発をします。
③青少年体験活動の充実	生 （後掲）

5 消費者教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/県民生活安全課）

具体的な取組	
①自立した消費者の育成	義 自立した消費者を育成するために、限りある物や金銭が大切であることや、自分の生活が身近な環境に与える影響に気付かせます。
	生 持続可能な社会の構築に向けて、主体的に生活を工夫できる消費者としての素地を、各学校段階において教科等横断的に育成します。
②成年年齢の引き下げに対応した消費者教育の実施	生 消費者には、権利だけでなく責任もあることを自覚して、適切に意思決定できる能力を身に付ける教育を推進します。
③消費生活センター等による出前講座の実施	安 県民生活センターをはじめとする関係部局等と連携・協働し、日常生活の中での消費者問題への気付きや消費者トラブルに対応できる能力を育みます。
	安 教員を対象にした出前講座（研修会）や消費者教育教材を活用することで、指導力向上につながる機会を提供します。
④青少年への消費者教育体験活動の充実	生 青少年健全育成の事業と連携し、従来の学習会や集まりに「消費者の視点」を組み込んで、学習機会をつくります。

8 環境教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取組		
①環境問題等に主体的に関わる能力や態度の育成	高	各教科、外国語活動、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等の中で、それぞれの特質に応じた指導を図ります。
	高	各教科等の学習内容を相互に関連させながら、持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育みます。
	義	ホームページ「やまなしの環境教育」等により、県内の学校の環境教育に関わる実践の様子を紹介し、環境教育への意識を高めていきます。
②持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	義	地域の多様な人材との協働を図り、持続可能な社会づくりの担い手の育成を図ります。
	高特	持続可能な開発のための教育（ESD）の継続した推進と、持続可能な開発目標（SDGs）との関連付けを図ります。

施策の方向性（２）豊かな心の育成

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

自己有用感を持つ児童生徒の割合は8割程度あり、年々増加傾向にあるものの、全ての児童生徒が自己有用感を持つには至っていない。



【将来】

教育活動を通して、全ての児童生徒が自分には良いところがあると、自己有用感を持つとともに、他者を理解し、多様性を尊重し、協力し合うことができている。

○施策の概要

1 しなやかな心の育成プロジェクトの推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/保健体育課）

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

具体的な取組

①小・中学校における取組	義	学校生活の中から自分と他者との関わりを見つめる「しなやかな心の育成」アクションプランを実施します。
②高等学校における取組	高	気配り思いやりマナーアップ運動等を通じ、基本的なモラルやマナーの向上に取り組みます。
③家庭・地域における取組	生	読書活動がコミュニケーションの基点となる「家読（うちどく）」運動を推進します。（後掲）
	保	あそびや運動を通じた体力向上を図るため、「家族で心も体もウォームアップ運動」事業に取り組みます。

2 道徳教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課）

具体的な取組

①学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実	義	道徳科を要として、各教科等と道徳教育との関連を明確にした指導計画の整備や改善を推進し、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ります。
	高	高等学校では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成・実施し、道徳性を培い、しなやかな心を持つ、人間として調和のとれた生徒の育成を図ります。

②地域ぐるみで行う道徳教育の充実	義 高 生	家庭・地域の理解や協力を得た道徳教育を行うために、学校の実態に応じ、道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業、地域ぐるみで行う道徳的実践活動を推進します。
<p>3 生徒指導の充実</p> <p>担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター/私学・科学振興課）</p>		
具体的な取組		
①魅力ある学校・学級づくりの推進	義 保 特 セ	<p>問題行動の未然防止という視点から、道徳科や学級活動の時間に、人権尊重、正義感や命の大切さなどの育成に重点を置き、魅力ある学校・学級づくりを推進します。</p> <p>教員間の指導指針の共通理解を図り、組織的・体系的な指導・支援や諸問題への早期対応を行います。</p>
②小・中・高等学校の教員の連携推進	特	児童生徒が継続的な指導や支援を受けられるよう、異校種間で情報交換等の連携を行います。
③学校における指導・相談体制の組織的な整備	特 セ	学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図り、適切な生徒理解に努めます。また、問題行動等が発生したときには、問題だけにとらわれず、その背景要因に目を向け、児童生徒の支援にあたります。
④教員の指導力向上	特 セ	教員を対象にした生徒指導に関わる内容についての研修会・講演会等を実施し、教員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。
⑤警察との連携	義 高	各地域において学校と警察の連携による「地区学校・警察補導連絡協議会」を開催し、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に努めます。

4 いじめ・不登校等の未然防止等

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/保健体育課/総合教育センター/県民安全生活課/私学・科学振興課）

具体的な取組	
①「いじめ防止基本方針」に基づく取組	特 セ 安 「いじめ防止基本方針」に基づき、学校や教育委員会が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知したりする等、未然防止、早期発見、迅速・適切な対応ができる体制づくりを進めます。
②いじめ・不登校等に対する学校全体での取組	特 セ いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取組を推進します。
	特 セ いじめアンケート調査を実施する等、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、迅速に対応し、早期解消に向け、学校全体で取り組みます。
	1人1台端末を活用して子供の心や体調の変化を早期発見できる体制づくりを進めます。
	高 セ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図ります。
	義 不登校の未然防止のために、きめ細かい実態調査を行い、「2日休んだらチームを組んで対応する」取組を推進します。
③不登校に悩む保護者への取組	子 福 ヤングケアラーに対して早期発見と必要な支援につなげられるよう取り組みを進めます。
	特 セ 保護者相互の情報交換を行うためのセミナーを開催し、不登校に悩む保護者の児童生徒に対する具体的な関わり方について理解を深める取組を行います。
④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	義 セ スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業を推進し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行う体制の構築を図ります。
⑤小・中学校の連携	特 セ 中1ギャップによる不登校問題やいじめの問題に対応するため、小・中学校生徒指導主事（主任）研修会において、中学校区単位で情報交換する等の小・中学校の連携を強化します。

⑥中学校・高等学校の連携	特 特 セ	中学校・高等学校間においても、中学校卒業時の情報交換をしっかりと行い、円滑に高等学校のスタートが切れるよう連携を強化します。
⑦いじめ不登校ホットラインの充実	特 特 セ	児童生徒や保護者等からの悩みに電話で24時間相談を受けるいじめ不登校ホットラインの充実を図ります。
⑧SOSの出し方教育、友だちのSOSの受け止め方教育の推進	特	自分自身のSOSを発信や、友だちのSOSを受け止めその対処法についての教育を推進します。

5 教育相談の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取組

①教育相談体制の充実	特 生 セ	いじめや不登校など、児童生徒や保護者の悩みに対応するために、教育相談体制の充実を図ります。
	セ	教員が、児童生徒一人ひとりについて多面的・多角的な生徒理解に努め、生徒相互、教員と生徒間の望ましい人間関係を育成します。
②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	義 特 セ	（再掲）

6 体験活動や読書活動の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取組

①体験を重視した教育の推進	義	各教科等において体験活動の重要性を認識し、青少年教育施設を活用した自然体験や社会体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、体験を重視した発達段階に応じた系統的な教育を推進します。
②地域の優れた指導者等との連携	義	各教科等の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取組を進めます。
③学校図書館を活用した授業の促進	高	読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書の交流を進めます。
	高	目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。
	生	朝読書等の一斉読書の継続的な取組や読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書の紹介等により、読書活動をより活発にします。

④読書活動をより活発にするための取組		子供たちの学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸し出し、学校を支援します。
	義	学校における図書委員をはじめ、読書リーダーとなる児童生徒を養成し、校内読書活動の充実を図ります。
⑤学校図書館の計画的な整備	高	情報収集・発信も含めた知的活動全体をサポートする「読書センター・学習センター・情報センター」として、言語活動の充実に資する読書活動が推進されるよう蔵書の質的・量的な充実を図ります。
	義 高	学校図書館教育指導計画の作成を進め、学校の特色に応じた図書の充実を図ります。
	高	学校図書館のデータベース化をさらに推進し、学校図書館相互や公立図書館との連携、交流を行うとともに、情報リテラシーの向上を進めます。
⑥県立図書館の活用	生	読書の楽しさを知り、調べる力を高めるために県立図書館の活用を進めます。

7 福祉教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①福祉教育の推進	義 高 特	地域の人材を活用した福祉に関する講話や、乳幼児とのふれあい体験、高齢者や障害者との交流等、体験的な学習及び異校種間連携によるボランティア活動を推進します。
	義 高 特	他者を思いやる心を育み、福祉についての理解を深めるとともに福祉に関わる実践力を養います。
②交流及び共同学習の推進	義 高 子政	幼稚園等や小・中・高等学校及び特別支援学校との間の幼児児童生徒相互の交流及び共同学習を推進します。

8 人権教育の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/生涯学習課/総合教育センター）

具体的な取組

①個性と能力を発揮できることを目指す 人権教育の充実	義 高	多様な価値観や考え方を児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実を図ります。
	義 高	学校の教育活動全体を通じた系統的・組織的な指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶を目指します。
	生	学校における人権教育の在り方について学ぶ研修会や、人権について、理解と普及・啓発を進めるための指導者養成の研修会を実施します。

9 青少年の健全育成

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/生涯学習課/総合教育センター）

具体的な取組

①情報活用能力の育成	セ	情報モラル、情報セキュリティについての理解を深め、責任をもって適切に情報を扱おうとする態度や情報社会に参画しようとする態度を育成します。
②青少年体験活動の充実	生	日常生活では経験できない交流や体験活動を通して、次代を担う地域の若者の資質や能力の育成に努め、青少年リーダーの育成を図ります。
	生	青少年教育団体をはじめ、関係機関との情報交換を含めた連携強化に努め、交流や体験活動の内容の充実や指導者の質の向上を図ります。
	生	青少年の豊かな体験活動を推進するため、青少年教育施設のプログラムの充実と施設間の連携強化に取り組みます。

施策の方向性（3）健やかな体の育成

○施策の目指す姿

【現在】

子供の体力の低下や、複雑化・多様化する現代的な健康課題を主体的に解決し、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができる資質・能力を身につけることが求められている。



【将来】

子供が生活習慣を確立し、生涯にわたって、運動やスポーツに親しむことができる資質・能力を身につけ、自ら主体的に心身の健康の増進と体力の向上を図ることができている。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 健康教育の充実

担当課（保健体育課）

具体的な取組

①学校保健、学校給食及び食育等の推進	保	運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。
②がん教育の推進	保	健康と命の大切さを育むため、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医等の協力を得ながら、がん教育に取り組みます
③スポーツ活動による事故等の防止	保	安心してスポーツ活動を行うため、関係機関が連携して事故や傷害の防止及び軽減を図ります。

2 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援

担当課（生涯学習課/保健体育課）

具体的な取組

①学校保健、学校給食及び食育等の推進	保	（再掲）
②家庭教育支援の充実	保	（後掲）

3 学校や地域における子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

担当課（保健体育課）

具体的な取組	
①スポーツ機会の充実	保 子供の心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会の充実を図ります。
②学校体育の充実	保 体育授業等を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させます。
	保 生涯にわたって運動を継続し、健康で幸福な生活を営むことのできる資質・能力の育成を図ります。
③幼児期からの運動の習慣化	保 親子で気軽にできる遊びから始められる運動を紹介し、日々の生活の中で親と子が一緒に楽しく体を動かす機会を創出します。

施策の方向性（４）幼児期における質の高い教育の推進

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

幼児期の教育・保育を担う幼稚園等において、幼児教育の充実が求められている。



【将来】

研修の充実等が図られることにより、発達の段階に応じた豊かな感性、小学校以降の生活や学びにつながる力が育まれている。

○施策の概要

1 幼児教育の充実

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/子育て政策課）

具体的な取組

①幼児教育の推進体制の充実	義	公立・私立の別や施設の種別を越えて、一体的な幼児教育推進体制の充実を図ります。
	子政	幼稚園、保育所、認定こども園の教員研修の充実を図り、教員や保育士等の指導力向上のための取組を推進します。
②きめ細かな指導の充実	義	園における生活の全体を通じ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通し、人格形成の基礎を培う心情、意欲、態度などを育むために幼児一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
	義	幼稚園、保育所、認定こども園と、保護者、地域、専門機関との連携を促進し、幼児期における豊かな自然体験活動等の推進や家庭教育の充実、教育相談等の支援の充実を図ります。

2 幼児教育と小学校教育との連携

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/子育て政策課）

具体的な取組		
①幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組の推進	義 義	子供たちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所、認定こども園と小学校、関係機関との連携を進めます。
	義	カリキュラムの検討・開発、情報交換、交流活動の実施等、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組を推進します。
	義	「幼保小の架け橋プログラム」に基づき、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向け、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭の指導力向上に向けた取組と交流を促進します。
	義	スタートカリキュラムの充実を図り、幼児期の学びと育ちを踏まえて、児童が主体的に自己を発揮しながら学ぶに向かうことができるような取組を推進します。

基本方針3 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材の育成

施策の方向性（1）グローバルに活躍する人材の育成

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

児童生徒の英語コミュニケーション能力は年々向上してきているものの、グローバルに活躍できる英語コミュニケーション能力を持つ人材の育成が充分ではない。



【将来】

言語活動や郷土学習等を充実することにより、豊かな語学力やコミュニケーション能力を備えた、積極的に国内外で活躍できるグローバル人材が育成されている。

○施策の概要

1 伝統や文化等に関する教育の推進

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/世界遺産富士山課/文化振興・文化財課）

具体的な取組

①郷土学習の充実	義	郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習を推進し、児童生徒が郷土山梨への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心を育みます。
	義	「ふるさと山梨」郷土学習コンクールや郷土学習実践研究発表大会を実施し、児童生徒の郷土学習に対する意欲の向上や学習の成果の交流を図ります。
	富	学習教材「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」に沿った富士山の文化的価値の学びを通じて、富士山や郷土を大切にする心を育みます。
②伝統・文化に関する教育の推進	高	高等学校において、各教科等の探究活動の中で伝統・文化に関する教育を推進します。
③「おもてなし」の心を育む教育の推進	義	地域の伝統や文化を学ぶ体験活動を通じて、郷土への誇りを醸成し、来県者への「おもてなし」の心を育みます。
④文化芸術についての理解促進	義高	芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して文化芸術についての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。

⑤伝統・文化に関する参加・発表機会の確保	義	地域や学校において、世界文化遺産、伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確保します。
	高	文化活動の活性化を進めるとともに、県高等学校芸術文化祭等への参加、発表の機会を確保します。
⑥地域の優れた指導者等との連携	義	(再掲)
⑦博学連携の推進	文	芸術に関する感性を育み、郷土の歴史と文化への理解を深めるため、県内文化施設等の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。
⑧地域の担い手育成拠点づくりの促進	義高	地域に根ざした伝統・文化、歴史、環境、産業等について、課題を追究したり解決したりする活動を通じて、地域の創り手の育成を図ります。

2 英語をはじめとした外国語教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①異校種間の連携	義	小・中・高等学校及び特別支援学校間において外国語教育の連携を図ります。
	高	各学校段階の学びを接続させながら、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。
②学習到達目標を明確にした授業づくり	義	外国語活動及び外国語科の学習において、各単元で「CAN-DOリスト」形式により、学習到達目標を明確にします。
	義	外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図ります。
	義	「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やりとり]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の学習到達目標に応じた授業づくりに取り組みます。

3 国際バカロレア教育等の推進や日本生徒・学生の海外留学支援

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/スポーツ振興課）

具体的な取組	
①国際バカロレア教育の推進	高 国際バカロレアのプログラムに沿い、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する探究心や知識を持ち、思いやりに富んだ生徒の育成を図ります。
②グローバル人材の育成	高私 豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。
	高 グローバル人材の育成に向け、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、グローバルな課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進します。
③海外留学等の充実	高私 海外留学に必要とされる実践的なコミュニケーション能力を育成するための外国語教育を推進するとともに、海外留学等を体験する高校生の数の増加を図ります。
④スポーツ・文化芸術活動による交流の促進	ス スポーツや文化芸術活動を通じて次世代を担う青少年の国際交流を促進します。

施策の方向性（2）キャリア教育の推進

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

キャリア教育において、全体計画や各学年の年間指導計画が作成されているが、具体的な目標の設定や取組が充分で無く、体系的で効果的なキャリア教育が実践できている学校が少ない。



【将来】

キャリア教育の取組に対する評価および評価に基づく計画の見直しや改善の過程で、教員の共通理解が図られ目標が具体化され、指導の改善により児童生徒が見通しを持って取り組む意識が向上している。

○施策の概要

1 キャリア教育・職業教育の推進

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

具体的な取組

①体系的・系統的なキャリア教育の推進	セ	家庭や地域住民、企業や関係諸機関との連携の下、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育みます。
	セ	小学校から発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、将来の社会生活に向けて消費者教育も充実させます。
②指導計画の作成	高	社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じ、学校の特色を生かしたキャリア教育の指導計画を作成、実践します。
③一貫した進路指導の実現	高	各学校段階での児童生徒の実態を把握する中で、それぞれの発達段階に即した進路指導の目標等の設定を行い、生徒一人ひとりの進路実現を図ります。
	高	キャリア・パスポートにより小学校から高等学校を通じて、児童生徒が自らの学習やキャリア形成を見通し、振り返ることで主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐ活用を促進します。

④関係機関との連携	高	小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験、特別支援学校における産業現場等における実習では、発達段階に応じた目標や取組になるように、異校種や企業等の関係機関と連携を図ります。
⑤異校種間の連携	高 セ	出前講座、公開授業、進学説明会による異校種間連携を通じ、進路学習や自己の将来を考える機会を提供します。
⑥研究協議会の開催	義 高	キャリア教育研究協議会を開催し、指導計画の作成に関する協議や演習を行うとともに、教員の指導力向上に取り組めます。
⑦高等学校における取組	高	学校の中では体験できない多様な社会体験を通して探究的な学びを実現し、キャリア教育を一層充実していきます。
	労	「山梨県立高等学校における職業教育の方針」に基づく「産業人材育成プロジェクト」等を実施することにより、産業人材の育成への取り組みを推進します。
	高	農業系高校と商業系高校が行う地域社会と連携した取組を通して、地域資源の有効活用と地域社会の活性化に貢献する生徒を育成します。
	高	地域産業を支えるものづくり人材の育成のため、工業系高校生が企業現場で、直接、技術者から実践的な指導が受けられるよう取り組めます。
	高	山梨県産業技術短期大学校との連携を推進し、生徒に確かな技術力を身に付けさせ、技能検定等の資格取得者数の増加を目指します。 機械・電子の知識・技術・技能等をより深く学ぶことができる甲府工業高等学校全日制的専攻科創造工学科において、山梨県の基幹産業である機械・電子産業界に人材を送り出します。
⑧設備の整備	施	産業教育に関する教材教具の充実を図ります。

2 学校から社会への接続支援

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/労政人材育成課）

具体的な取組		
①就職支援等	高	山梨労働局や企業団体等の関係機関と連携して、就職のミスマッチを防ぐため、職場体験やインターンシップの充実を図ります。
	労	企業訪問による採用拡大や就業環境の改善、ハローワークやジョブカフェ、若者サポートステーションを活用した職業相談の充実を図るなどして、就職を支援していきます。
	労	U・Iターン就職を促進するため、やまなし暮らし支援センターにおける就職相談の実施や首都圏大学等との就職促進協定の締結、就職フェアの開催などにより、県内就職への支援をしていきます。
	特	県立特別支援学校における就職希望の生徒の就職実現に向けた取組を推進します。

施策の方向性 (3) イノベーションを牽引する人材の育成

○施策の目指す姿 (調整中)

【現在】

デジタル技術の加速度的な発展・普及により社会・経済の構造が大きく変化する中で、次代を担う人材の育成が進んでいない。



【将来】

高度な知識・技術などを持ち、創造的なアイデアと、それを実装する行動力をもつ若者や若手研究者の育成が進み、社会が直面する課題解決のためのイノベーションを牽引する人材として、各分野で活躍している。

○施策の概要

1 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

施策の概要については次回 (第5回) で検討予定

担当課 (教育企画室/学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター)

具体的な取組

①高校改革の推進と魅力ある高校づくり	企	「山梨県立高等学校長期構想2020」に基づいて、少子化、グローバル化、ICTなど、これからの環境の変化に対応した魅力ある高校づくりを推進します。
②理数教育・情報教育の充実	高	スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 指定校等を拠点とし、先進的な理数教育・情報教育を受ける機会を提供します。
	高	甲府工業高等学校全日制の専攻科創造工学科において、高度な知識・技能を身に付けた即戦力となる人材を育成します。
	高	大村智自然科学賞の表彰を通して、中学生・高校生等の理科・数学及びこれらに関連した分野に対する興味・関心や知的探究心をより一層高めます。
③論理的な思考力や科学的に探究する力の育成	義高	日常生活や社会と授業とを関連付け、身近にある科学に気付かせることにより、学ぶ意欲や関心を高めます。
	義高	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、課題解決的な学習を通じて、論理的な思考力や科学的に探究する力を育成します。

④分かりやすい理科の授業の工夫	高 七	指導方法についての専門的な研修等による教員の資質・能力の向上や地域の人材を活用した理科授業の支援を通じ、より分かりやすい授業を工夫します。
⑤科学に関する興味関心の喚起		青少年の科学する心を育むため、科学の魅力を青少年に分かりやすく、直接語りかける「未来の科学者訪問セミナー」を実施します。
	義	「科学の甲子園ジュニア」山梨県大会を開催し、中学生の科学に関する興味関心の喚起を図ります。
⑥先進的な理数教育を受ける機会の提供	高	科学好きな県内高校生が集って競い合い、活躍できる場として「科学の甲子園」山梨大会を開催し、科学に興味関心を持つ高校生の裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばしていきます。
	高	大学や研究機関・企業・県立科学館との連携を深め、最先端の科学技術や研究に触れる機会を提供し、科学への関心を高めます。また、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校を拠点とし、その成果を県内の小・中学校に還元し、先進的な理数教育を受ける機会を提供します。
⑦問題発見・解決能力の育成	義 高	（再掲）
⑧設備の整備	施	理科及び算数・数学教育の充実を図るため、必要な設備を整備します。

2 やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取組		
①高等教育機関、専修学校等や企業等との連携	高	高等教育機関等や試験研究機関及び企業との連携を深め、最先端のものづくり技術に触れる機会を提供することで、本県の基幹産業を牽引する人材を育成します。
②若手研究者の育成	私	若手研究者の研究意欲を喚起し、本県の産業振興や地域活性化を担う優れた研究者の持続的な育成を図るため、研究に対する経費を助成します。
③ものづくりに関する興味関心の喚起、裾野の拡大	労	親子ものづくり体験や地域と協働した商品開発等を通じて、ものづくりへの興味関心を持つ子供たちの裾野の拡大を図ります。
④高等学校における取組	高	（再掲）
⑤設備の整備	施	産業教育に関する教材教具の充実を図ります。（再掲）

3 起業家教育の充実

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①起業家教育の充実	高	新しい価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の育成に向け、地域や企業、外部機関と連携・協働した起業家教育の充実を図ります。
-----------	---	--

施策の方向性（4）高等教育機関の連携等

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

実社会の課題に取り組む探究活動における企業からのサポートやSTEAM教育、プログラミング教育、金融教育などにおける専門性の高い高等教育機関との連携が十分ではない。



【将来】

県全体として、高等教育機関との連携強化を図り、県内外から多様な人々が集う魅力ある高等教育環境が構築されている。

○施策の概要

1 高大接続改革の着実な推進

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①高大接続改革への対応の推進	高	（再掲）
----------------	---	------

2 産学官連携の強化

担当課（高校教育課/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取組

①産官学連携の強化	高	大学や企業の最新の研究や高度な技術に触れることを通じ、生徒一人ひとりの能力の伸長に努めるとともに、学習意欲の向上を図ります。
	私	県と県内大学等との連携を強化し、効果的な連携事業を通じて、地域で活躍する人材育成や地域活力の向上を図ります。

3 山梨県立大学の振興

担当課（私学・科学振興課）

具体的な取組

①山梨県立大学の振興	私	山梨県立大学が自主的・自律的な法人運営の下、地域のニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、個性豊かな魅力ある大学となるような振興を図ります。
------------	---	--

施策の方向性（5）スポーツ分野の人材育成

○施策の目指す姿

【現在】

子供たちの競技種目への適性を見いだすため、県が主体となって体力測定や様々な競技の体験活動を通じて能力や資質を見極め、適性に合った競技につなげることが求められている。



【将来】

世界で活躍できる人材を育成するため、スポーツ関係団体等が連携し、トップアスリートの発掘・育成のシステムが強化されている。スポーツに携わる多様な人材を創出し、スポーツに関わる裾野が拡大している。

○施策の概要

1 次世代アスリートを育成する体制の強化

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（スポーツ振興課）

具体的な取組

①競技スポーツの推進	ス	県民に夢や希望を与え、健康で活力ある生活を営めるよう、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」楽しみが味わえる競技スポーツの推進を図ります。
②選手の育成強化・活用	ス	ジュニアの育成からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築やスポーツ環境の整備による選手の育成強化に取り組めます。

2 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた取り組みの推進

担当課（スポーツ振興課）

具体的な取組

①選手の育成強化・活用		（再掲）
②アスリートとの交流やパラスポーツ体験等を通じたスポーツへの興味・関心・理解の促進	ス	トップアスリートとのスポーツを通じた交流の促進を図ります。
	ス	パラスポーツ等の体験等ができる機会を設け、スポーツの楽しみを紹介していきます。

基本目標Ⅱ 誰もが可能性を伸ばすことができる教育の実現

基本方針1 きめ細かな質の高い少人数教育の推進

施策の方向性（1）個に応じた指導の充実

○施策の目指す姿（調整中）

県総合計画と同様

【現在】

小学校1、2年生に25人学級を導入し、小学校3、4年生に25人学級を拡大予定であるが、全ての子供がそれぞれの可能性を拓くために、誰一人取り残されない教育環境の充実が求められている。



【将来】

少人数教育が推進され、一人一人の子供の可能性を最大限発揮できる教育環境が実現している。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 少人数学級編制による学びの充実

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①きめ細かな指導の支援	義	児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、1クラス25人を基本とする少人数学級編制を小・中学校において計画的・段階的に導入することを検討します。
	義特	習熟度別指導、いじめ・不登校対策、小学校外国語教育への対応など、様々な教育課題に対応した教員の配置を行います。

2 特色ある教育活動の充実

担当課（義務教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①特色ある教育活動の充実	義	小規模学級での先進的で特色ある教育活動への支援と全県への波及を図ります。
	特	発達障害を含む多様な子供達の学びの充実を図ります。

基本方針2 多様なニーズへの対応

施策の方向性（1）全ての子供の教育機会を保障する支援

○施策の目指す姿

県総合計画を一部加工

【現在】

生活に困窮する家庭や子どもに対する支援は徐々に広がっているものの、持続可能な仕組みや困難からの脱却につながる体制になっていない。大学進学を望みながらも、学習の機会が十分に確保できていない高校生への支援が求められている。



【将来】

県内いずれの地域でも安定して支援が受けられるとともに、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての高校生が主体的に自己の進路を選択し、進路実現に向けて、学習に取り組んでいる。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 教育の機会均等に向けた教育費負担の軽減

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/私学・科学振興課/子ども福祉課）

具体的な取組

①就学の奨励	高	幼稚園・保育所・認定こども園から高等学校までに在籍する交通遺児に対する奨学金の給付、県内小・中・高等学校に在籍する交通遺児への入学及び就職支援金の給付を実施します。
	高私	一定収入額未満世帯の生徒への支援として、高等学校の授業料に充てる就学支援金を給付するとともに、奨学のための給付金の支給や学び直しへの支援、家計急変への支援を行います。
	高私	経済的に余裕のない世帯の生徒が安心して教育が受けられるよう、高等学校への入学に要する費用負担を軽減するため、入学準備金の給付を実施します。
	高	高等学校等在学学生に対し、育英奨学金を貸与し就学を支援します。
	高	定時制・通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励金の貸与を行います。
	特	特別支援学校に就学する幼児・児童または生徒の保護者当の経済的負担を軽減するため、当該世帯を対象として、その負担能力の程度に応じて特別支援学校への就学するため必要な経費の一部を援助します。

	高	大学進学を希望する高校3年生に対する給付型奨学金の創設や親元を離れ勉学に勤しむ高校生に対する下宿代等の支援を行います。
	義 高 特	奨学金制度の周知に努めます。
②総合的な子供の貧困対策の推進	子福	「やまなし子どもの貧困対策推進計画」や「やまなし子どもの貧困対策推進協議会」の議論を踏まえ、市町村、関係支援団体と連携・協働し、学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策を推進します。

2 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/総合教育センター/私学・科学振興課/福祉保健総務課/子ども福祉課）

具体的な取組		
①きめ細かな指導の支援	義	(再掲)
②魅力ある授業に向けた取組	高 セ	(再掲)
③魅力ある学校・学級づくりの推進	義 特 保 セ	(再掲)
④小・中・高等学校及び特別支援学校の教員の連携	高 特	(再掲)
⑤スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	特 セ	(再掲)
⑥スクールソーシャルワーカー等を活用した福祉部門との連携強化	特 子福	貧困やヤングケアラーの状態にある児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげられるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を積極的に図り、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。
⑦生活困窮世帯等の子供の学習・生活支援	子福	生活保護世帯や生活困窮世帯の子供を対象に学習支援を実施し、学習意欲を高め学力や進学率の向上を図るとともに、居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行います。

施策の方向性（2）多様な学びの実現

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

子供を取り巻く環境や背景は様々であり、多様化・複雑化している。学校内外で相談支援等を受けていない児童生徒がいる。



【将来】

関係機関が連携し、社会全体で多様な背景を持つ子供への対応力を向上させ、児童生徒に寄り添った支援を行うことにより、誰一人取り残されずに学びにアクセスしている。

○施策の概要

1 不登校児童生徒等の教育の機会の確保

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

具体的な取組

①不登校児童生徒の教育の機会の確保	特	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、関係機関が連携した支援など、不登校児童生徒に対する多様な教育の機会の確保を推進します。
	特セ	不登校児童生徒が個に応じた学習や体験活動等を行う教育支援センターの機能充実を図るため、市町村と連携した支援に努めます。
②夜間中学（中学校夜間学級）・学びの多様化学校（不登校特例校）の在り方の検討	特	一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、小・中学校等における就学の機会が提供されなかった人々のニーズに応じた教育の機会を提供する夜間中学の在り方について検討していきます。
	特	また、不登校児童生徒の学びの場として、学びの多様化学校（不登校特例校）の在り方についても検討し、市町村教育委員会と連携して取り組みます。
③NPOやフリースクールとの連携	特	フリースクール等とのネットワーク会議を開催し、NPOやフリースクールといった民間団体、学校、行政が不登校児童生徒の支援について協議し、連携を深めます。

2 帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組	
①外国人児童生徒への支援体制の整備	外国人児童生徒への支援体制を整備し、就学の促進を図ります。
	日本語指導担当者を対象とした研修を実施し、日本語指導等の充実を図ります。
②帰国児童生徒への支援	帰国児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るとともに、海外での学習・生活体験を尊重し、個性や特性の伸長を支援します。
③多様な課題を抱えた子供たちへの教育の充実	多様な課題を抱えた子供たち一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。

3 地域と学校の連携・協働の推進

担当課（特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課）

具体的な取組	
①地域と学校の連携・協働の推進	特 生 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進し、学習機会の充実を図ります。

4 ジェンダー平等に向けての教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/男女共同参画・共生社会推進統括官）

具体的な取組	
①ジェンダー平等に向けての教育の推進	共 男女共同参画について正しく理解ができるよう、その発達段階に応じた内容での子どもへの意識啓発や、保育者や保護者に対する意識啓発を行います。
	共 男女混合名簿の導入、ジェンダー平等の視点を取り入れた規程の見直しの検討等を促します。

施策の方向性（3）個別の教育的ニーズのある子供に対する教育の充実

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

共生社会の形成に向けた特別支援教育への理解と対応が進む一方、少子化にも関わらず、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している。



【将来】

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が、可能な限り居住地域において同じ場で共に学んでいる。すべての校種において、個別の教育的ニーズに最も的確に応える教育が提供されている。

○施策の概要

1 幼稚園・小中学校・高等学校における特別支援教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター/子ども福祉課）

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

具体的な取組

①幼稚園・小中学校・高等学校における特別支援教育の推進	特	市町村教育委員会等の行政機関や幼稚園・小中学校・高等学校におけるインクルーシブ教育の推進を図ります。
	特	「通級による指導」の設置拡大等を検討し、小中学校、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。
②医療的ケア児への支援体制の充実	特	支援環境を整え、保護者の負担軽減を進め、医療的ケア児の教育の充実を図ります。
③特別支援教育の理解啓発	特	学びや体験を通じた障害の理解、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒同士の相互理解を促進します。
④切れ目のない支援の継続	特	進学等の移行期において、児童生徒の適切な実態把握と支援を継続します。
⑤病弱教育の充実	特	学びの継続を必要とする地域の中核病院に入通院している児童生徒や高校生段階の生徒の病弱教育の充実を図ります。

2 多様な学びの場の体制整備

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①多様な学びの場の体制整備	特	通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の体制充実を図ります。
---------------	---	---

3 特別支援教育における就学前からの支援と就学支援の充実

担当課（特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①特別支援教育における就学前からの支援と就学支援の充実	特	就学に関する適切な情報提供と児童の教育的ニーズに応じた就学支援を行います。
-----------------------------	---	---------------------------------------

基本方針3 人生100年時代を見据えた生涯学習の充実

施策の方向性（1）リカレント教育の推進

○施策の目指す姿

【現在】

地域の産業に求められる技術等を習得する機会や社会の課題解決等に資する能力を身につけるために必要な教育の場の提供が求められている。



【将来】

社会人のスキルアップにつながる、多様なニーズに応じた学びの場が整備されている。

○施策の概要

1 学ぶ意欲の喚起

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（生涯学習課/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取組

①公開講座等を活用した学び直しの機会の提供

私

大学の公開講座等の受講を契機とし、働きながら学び続ける機会の創出に努めます。

2 社会人の学び直しの支援

担当課（生涯学習課/私学・科学振興課/労政人材育成課）

具体的な取組

①実践的・専門的な教育プログラムの提供

私

大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進します。

労

社会人が働きながら学びやすいよう、夜間開講、短期集中開講等、教育プログラムの提供に工夫を図り、社会人の学び直しを支援します。

労

働く人のリスキリング推進拠点として「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ」を設置し、スキルアップのための講座を提供します。

②情報発信の質の向上

生

学ぶ意欲を持つ社会人等が職業生活等に関連する講座情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の質の向上を図ります。

施策の方向性（2）生涯を通じた文化芸術活動の推進

○施策の目指す姿（文化振興・文化財課）

【現在】

県民一人一人が生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより心豊かな人生を送ることができるよう文化芸術活動の積極的な展開が求められている。



【将来】

創作活動や鑑賞活動の主体となる県民の参画の下、文化芸術活動が活発に展開され、豊かな人間性が涵養され、創造力と感性が育まれている。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 文化芸術に親しむ機会の充実

担当課（文化振興・文化財課）

具体的な取組

①文化芸術に親しむ機会の充実	文	県民の要望に応じた文化芸術普及及び事業の充実を図るため、県立文化施設において、絵画や文学・歴史等に関する多種多様な展覧会、講演会及び体験型講座等を開催するとともに、県立文化施設等が連携して本県文化振興の一層の推進、県内外への発信強化を図ります。
	文	地域の人々が文化ボランティアとして展示解説や運営に参加しやすい環境づくりを行い、県民が身近で親しみを感じる文化施設を目指します。
	文	県民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、文化力の一層の向上を図ります。

2 芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別援教育・児童生徒支援課/文化振興・文化財課）

具体的な取組

①文化芸術についての理解促進	文	（再掲）
②伝統・文化に関する参加・発表機会の確保	文	（再掲）
③地域の優れた指導者等との連携	文	（再掲）
④博学連携の推進	文	（再掲）
⑤文化芸術活動を行う個人や団体の育成	文	芸術家と子供たちの交流事業や優れた文化芸術作品の鑑賞の機会等を通して、豊かな創造力や感性、表現力などの育成に取り組みます。
	文	文化芸術の振興と文化力の向上のため、文化芸術活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大や次世代の育成を図ります。

施策の方向性（3）生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進

○施策の目指す姿

【現在】

人生100年時代を見据え、豊かな人生を送るため、子供から大人まで障害の有無にかかわらず、自らが希望する学習や運動の機会に触れることができる社会が求められている。



【将来】

誰もが生涯を通じて必要なときに望む学習や運動を行うことができるよう、学習や運動の機会が充実するとともに、学習や文化・芸術情報にアクセスでき、学びの成果を社会での活動で発揮できている

○施策の概要

1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/総合教育センター）

具体的な取組

①主権者教育の推進	セ	（再掲）
②消費者教育の推進	義 高 生 安	（再掲）
③現代的課題に関する講座の開催	生	生涯学習推進センターにおいて、生活に必要な新しい技術、法律、自然現象などを題材とした講座を実施します。
④持続可能な開発のための教育（ESD）への地域住民の参加促進	生	社会教育活動を推進する上での、地域の課題発見や課題解決のために、具体的に行動できる地域住民の学習機会を増やします。

具体的な取組	
①生涯学習環境の充実	生 県民の学習活動を支援するため、多様な学習ニーズに沿った学習情報や人材等についての情報提供の充実を図ります。
	生 県民の生涯学習活動の場を提供するため、生涯学習推進センターにおいて多彩で魅力ある講座等を実施します。
	生 生涯学習の基盤として、県民の調査研究及び地域の文化・経済の発展に役立つ資料の整備・充実を図ります。
	生 県民の活動や自主学習を支えるため、情報機器等を整備し、情報収集環境の充実を図ります。
②生涯学習推進体制の充実	生 県生涯学習推進本部の運営において、庁内の連携調整を図り、生涯学習施策の体系的・横断的な取組を進めます。
	生 生涯学習審議会やキャンパスネットやまなし企画運営会議等の外部組織を活用し、生涯学習の総合的な推進を図ります。
③高齢者の学習ニーズに応える環境の充実	生 「山梨ことぶき勸学院」により、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢期の豊かな人生の実現を図り、自立や協働の学びを通して、地域の活性化に寄与する人材を養成する場を提供していきます。

3 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

担当課（スポーツ振興課）

具体的な取組	
①スポーツに対する意識の啓発	ス 生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、運動やスポーツに対する意識の啓発を図ります。
②一人一スポーツの推進	ス 関係機関との連携・協働により、県民のだれもが、各人の自発性の下、各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。
	ス スポーツへの参画機会の充実を図ることにより、一人一スポーツを推進し、県民全体のスポーツ実施率の向上に取り組みます。
③総合型地域スポーツクラブの育成	ス 県民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。
④指導者の育成、施設や情報の充実	ス スポーツに関わる様々な主体が連携・協働し、指導者の育成、施設や情報の充実等を図ります。

⑤スポーツに対する機運の醸成	ス 令和14年に予定される国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催を契機に県民のスポーツに対する機運の醸成を図ります。
⑥スポーツに係る好循環の仕組みの創出	ス トップアスリートの技術や経験などを地域スポーツに還元するなど、スポーツに係る好循環の仕組みを創出します。

4 障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興等

担当課（特別支援教育・児童生徒支援課/生涯学習課/障害福祉課/スポーツ振興課）

具体的な取組	
①障害者のスポーツ活動の推進	ス 学校教育外における障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツに親しむ機会の充実や環境づくり及び特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進します。
	ス スポーツやレクリエーション活動に取り組もうとする障害者を指導する障害者スポーツ指導員等を育成・派遣します。また、各種スポーツ大会への参加促進や全国的な規模の大会へ選手を派遣するなど、障害者スポーツの普及を図ります。
②障害者の文化芸術活動の推進	特 障害者の文化芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、特別支援学校へ芸術家を派遣する事業等により、障害者が文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを推進し、芸術上価値の高い作品の創作を促進します。
	特 特別支援学校における障害のある子供たちのキャリア教育の充実、生涯学習を奨励するとともに、学校と卒業後の進路や生涯学習の活動の場との連携促進に取り組めます。
	障 文化芸術活動に取り組む意欲のある障害者施設や個人の要望・相談に応じ、活動が県内全域に広がるよう、指導員の派遣などを行います。
	障 障害者が制作した絵画等の作品を展示する障害者文化展や、歌やダンスなどの舞台発表や障害者施設で作られた製品の展示販売を行う障害者芸術・文化祭などを開催し、文化芸術活動を通じた障害者の自己実現・自己表現を支援します。

具体的な取組

①学習成果の活用支援	生	生涯学習推進センター事業において、学校や家庭・地域社会などで培われた様々な学習成果を実践につなげていく「市民自主企画講座」などを実施し、地域における指導者を育成・支援します。
	生	やまなしまナビネットワークシステムを活用し、講座等における講師や指導者情報の充実を図ります。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域教育力向上

施策の方向性（1）学校・家庭・地域の連携・協働による地域づくり

○施策の目指す姿

【現在】

学習・生活習慣を定着させる場として、家庭教育の重要性は増しているが、家族形態や地域コミュニティの変化により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。



【将来】

地域の子供の成長・発達を支援するために、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみの連携・協働を進めることで教育力の向上が図られ、地域全体で子供たちの成長を支えている。

○施策の概要

1 学校を核とした地域づくりの推進

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（義務教育課/高校教育課/生涯学習課）

具体的な取組	
①地域活動や体験活動への支援	生 地域活動への子供の参加や地域における体験活動などの支援を、市町村と地域住民が一体となって取り組みます。
	生 地域で子供たちを見守り育てている子どもクラブ・子どもクラブ指導者連絡協議会の充実と活性化を図ります。
	生 地域住民の積極的な活用を図った放課後子供教室や、学校応援団育成に向けた取り組みを推進します。
②コミュニティ・スクールの導入促進及び運営の充実	義 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。
	高 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を支援する取組を推進します。
	生 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進します。

③青少年の健全な育成の推進	生	「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」の適切な施行を通して、青少年の健全育成に、総合的に取り組めます。
	生	地域、家庭、企業等が連携した県民総参加による青少年健全育成を推進するため、主導的役割を担う青少年育成山梨県民会議の活動を支援し、県民運動の活性化を図ります。
	生	行政機関、関係団体、民間事業者等が連携・協力し、多様化する非行・被害の防止に努め、インターネットの安全・安心な利用の普及啓発を図るなど、青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。
④交流及び共同学習の推進	生	学校間交流や居住地校交流の継続的な実施により、児童生徒相互の理解や学び合いを推進します。

2 家庭教育支援の充実

担当課（生涯学習課）

具体的な取組

①家庭教育支援の充実	生	家庭教育推進番組や各種メディアを利用して家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。
	生	相談体制の質の向上に努め、各相談機関の連絡会議等を通じた連携を深めます。
	生	子育て相談総合窓口である「かるがも」において、家庭教育や子供の発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。
	生	家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、発達段階に応じた読書プログラムや生涯学習につながる読書活動を紹介するとともに、おすすめの本を紹介し、「家読（うちどく）」運動を推進します。

3 地域教育支援の充実

担当課（義務教育課/保健体育課/文化振興・文化財課/スポーツ振興課）

具体的な取組	
①公立中学校休日部活動の地域移行	ス 地域においてスポーツ活動・文化芸術活動の実施主体・運営主体を整備し、体験格差の解消を図ります。
②図書館による読書活動機会の提供	生 県立図書館の図書や資料を充実させ、公立図書館との連携を進め、全ての子供たちに質の高い読書活動の機会を提供し、レファレンスサービスの充実や読書相談を行います。
③山梨県子ども読書支援センターによる支援	生 県立図書館に設置した山梨県子ども読書支援センターを中心に、学校図書館や公立図書館、読書ボランティアなどとの連携、協力体制を整え、子供の読書に関わる大人のサポートや、子ども読書ボランティアバンクの活用等、県内各地域での読書活動を支援します。
	生 ホームページの充実を図り、「やまなし子どもの読書情報」やパンフレット、ブックリスト、各種所蔵資料リスト等、地域への啓発や情報提供を行います。

4 安全・安心な居場所の確保

担当課（生涯学習課/子育て政策課）

具体的な取組	
①放課後対策の総合的な推進	生 全ての児童に放課後の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動・学習の機会を拡大するためのプログラム等の充実を推進します。

基本方針5 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

施策の方向性（1）社会教育の体制整備

○施策の目指す姿（調整中）

県総合計画と同様

【現在】
 家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化により、地域における支え合いやつながりが希薄化しており、持続的な地域におけるコミュニティを支える取り組みが求められている。



【将来】
 地域住民のニーズに合わせた学習機会の提供などによる学びを通じて、多様な団体や組織、地域住民等によりネットワークが構築され、地域社会が抱える課題が解決している。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 社会教育の振興

担当課（生涯学習課/文化振興・文化財課）

具体的な取組

①社会教育の振興のための取組	生	社会教育委員の会議を開催し、社会教育委員の意見をまとめた提言書を作成し、社会教育の振興を図ります。
	生	各市町村の社会教育委員関係職員、社会教育委員等を対象とした研修会の開催や関東甲信越静社会教育研究大会等への主体的な参加により、社会教育委員の資質を高めて、社会教育の振興を図ります。
②社会教育関係団体の活性化	生	社会教育振興フォーラムの開催や、体験交流事業への支援等を行い、社会教育関係団体の活性化を図ります。
③県立社会教育施設の機能充実	生	専門的な資料等の整備、ネットワークを活用した情報提供や資料の貸出などを積極的に行うとともに、県民の課題解決や生活に役立つイベントを行い、幅広い情報を提供しながら、交流を促し、賑わいを創出します。

2 社会教育を推進する中核人材の育成

担当課（生涯学習課）

具体的な取組	
①指導者の養成	生 社会教育関係職員、社会教育関係団体関係者等を対象にした研修を実施し、優れた資質と専門的知識を有し、社会教育の推進に中核的な役割を果たす指導者を養成します。
②読書活動を進めていくための指導者的人材の育成	生 子供の読書活動についての大人の関心を高めるとともに、子供の読書活動を進めていくための高度な知識や技術を持った指導者的人材を育成し、その活用を図ります。
	生 読書に関わる多様な見解や意見が交わせる交流の機会を創出します。

3 持続可能な社会教育施設の運営

担当課（生涯学習課/文化振興・文化財課）

具体的な取組	
①社会教育施設の運営と連携	文 公民館、図書館及び博物館等が地域の要請に応じて多様な学習機会を提供していくことができるよう、「学びの場」としての効率的な運営と連携を図ります。
②計画的な老朽化対策	文 山梨県公共施設等総合管理計画及び山梨県公共施設マネジメント実施方針に基づき作成した施設カルテに基づき、図書館及び博物館、美術館等の県立社会教育施設について、長寿命化対応等の計画的な老朽化対策等を行います。

基本目標Ⅲ 教育DXの推進

基本方針 1 教育DXの推進とデジタル社会を担う人材の育成

施策の方向性（1）GIGAスクール構想の推進

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

総合教育センター内に新設された「ICT教育支援センター」を中心に、児童・生徒のICT機器活用の事例等を収集・情報発信を進めている。



【将来】

児童生徒がICTに触れる機会を増やし、ICT機器を正しく適切に使う能力を高めることにより、GIGAスクール構想により配備された1人1台端末が、児童生徒の思考や表現の道具として活用されている。

○施策の概要

1 1人1台端末の活用

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①1人1台端末の活用	義	1人1台端末を活用した「子供主体の授業づくり」について研究し、効果的な端末活用の推進を図ります。
	高	1人1台端末を活用した授業を行うための教員研修の充実を図ります。
	義	GIGAスクール推進協議会をはじめとした地教委との情報交換の場等において、1人1台端末活用の好事例等の情報を共有します。

施策の方向性（2）情報活用能力の育成

○施策の目指す姿（調整中）

県総合計画と同様

【現在】

整備されたICT教育環境を効果的に活用できるよう教員のICT教育の実践力の向上が求められている。STEAM教育や高等学校における情報教育など、新たな学びの充実が求められている。



【将来】

学校教育におけるICT実践力が強化され、全ての児童生徒が校種・地域・学校規模に関わらず質の高い教育を受けられるとともに、課題解決型の探究的な学びや高等学校の情報教育において、充実した教育が行われている。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 各教科等の指導におけるICT活用の促進

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取組

①ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の充実	高	これまでの教育実践とICTとを適切に組み合わせた授業を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
	高	教育用デジタルコンテンツの開発・収集に取り組み、優良な教育情報を提供します。
	セ	生成AIなどの新しい情報技術にも対応し、授業に適切に取り入れ、学びの充実を図ります。
②教員の指導力向上	セ	総合教育センターの研修及び学校訪問を通して、教員のICT活用能力及びICT活用指導力の向上を図ります。

2 データ活用能力の育成

担当課（義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター/労政人材育成課）

具体的な取組

①情報活用能力の育成	セ	情報と情報技術を適切に活用するための知識と技術の定着を図るとともに、問題解決や探究活動を通して情報を活用する態度を育成します。
------------	---	---

②異校種間の連携の推進	高	より高度にプログラミングを学びたい児童・生徒等が地域のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）の出前授業等を活用して発展的に学ぶことができる環境づくりを推進します。
③県と県内大学等との連携	高	大学、専修学校等と連携・協働して、AIなどの先端分野や専門分野の公開講義、出張講座等を実施し、学習意欲を高める機会を提供します。

3 STEAM教育の推進

担当課（義務教育課/高校教育課）

具体的な取組		
①STEAM等の教科等横断的な学習の充実	高	総合的な探究の時間や理数探究を中心として、各教科等の学びを基盤とし、様々な情報を活用、統合し課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成するために、STEAM教育を推進します。
	義	小中学校においては、理数教科や総合的な学習の時間等において、児童生徒の発達段階や興味・関心に応じて、教科等横断的な学習に取り組みます。

施策の方向性（3）校務DXの推進

○施策の目指す姿（調整中）

【現在】

校務においてICTの活用が充分でないなど非効率な勤務環境が、教職員の負担となっている。



【将来】

教員の働き方改革に向け、ICTの有効活用により校務の効率化が図られ、業務が最適化されている。

○施策の概要

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

1 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課）

具体的な取組

①安全で快適な教育環境の整備	高	児童生徒の個人情報や教育成果等の情報を守るため、情報セキュリティの確保に努めます。
②校務支援システムの整備・促進	義務高	学校における事務の一層の効率化を進め、教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図るため、校務のICT化に取り組みます。

基本目標Ⅳ 学校を取り巻く教育環境の整備

基本方針 1 子供と向き合う時間の確保に向けた取り組みの推進

施策の方向性（1）学校における働き方改革の推進

○施策の目指す姿

県総合計画と同様

【現在】

教員の時間外勤務は、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革により成果が出つつあるものの、依然として教員の時間外勤務は多い。



【将来】

教員の働く環境の整備により、子供たちと向き合う時間が確保され、子供たち一人一人の豊かな学びを目指した教育が行われている。

○施策の概要

1 学校における業務の効率化

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取組		
①「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」に基づく取組の推進	セ	教育委員会主催の会議や研修、調査やアンケートの縮減を図ります。
	保	各学校では、毎年「アクションシート」を作成し、会議や業務の効率化、学校行事や部活動の負担軽減、校内組織の見直し、地域人材の活用等について計画的な取組を進め、教材研究等の時間確保に努めます。
	企	放課後に会議や部活動を行わない「きずなの日」を月2回（原則として第1・3月曜日）実施することにより、子供と向き合う時間の確保や教員の定時退校の推進につなげていきます。
②校務支援システムの整備・促進	義高	（再掲）
③勤務時間に関する教員の意識改革と時間外勤務の抑制に向けた取組の推進	高	勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定を行います。
	企	長期休業期間において年次有給休暇等を確保できるように一定期間の学校閉庁を実施します。
	保	部活動については、適切な活動時間や休養日の設定等についてガイドラインに基づいた活動を推進します。

2 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課
/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取組	
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	特 セ (再掲)
②外部人材の活用及び専門スタッフの配置と資質向上	義 保 多様な専門性を持つ外部の人材やサポートスタッフ等と効果的に連携・業務分担を行い、チームとしての学校を実現する体制構築に取り組むとともに、教員が専門性を発揮し、新たな時代の教育に対応する質の高い教育活動の展開に努めます。
	義 高 特 学校の複雑化・多様化した課題解決に向け、外部人材を活用するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援員等の専門スタッフの配置や、その資質の向上を推進します。
	保 部活動指導員等の配置を推進し、教師に代わる指導や大会引率等を担うことにより、教員の負担を軽減すると共に生徒のニーズを踏まえ、活動の充実化を図ります。
③ICTに関する外部人材の配置	セ ICTを活用した教育活動の充実と生成AIなどの新しい情報技術への適切な対応のため、ICT支援員などの外部人材の配置に努めます。

施策の方向性（2）魅力ある学校を支える指導体制の充実

○施策の目指す姿

【現在】

「令和の日本型教育」では、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続ける教員の姿があげられており、やまなし教員等育成指標に基づいた教員の資質能力の向上が求められている。



【将来】

多様な専門性を持つ質の高い人材の確保やマネジメント、教職員集団の資質能力の向上や外部人材の活用等により、新たな時代に求められる資質能力が児童生徒に身に付いている。

○施策の概要

1 教員の指導体制・指導環境の整備

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課/総合教育センター/私学・科学振興課）

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

具体的な取組

①きめ細かな指導の支援		(再掲)
②魅力ある授業に向けた取組	義	魅力ある授業の展開に向けて授業改善を進め、その成果を地域に普及する研究指定校事業を実施します。
	高	魅力ある授業の展開のために、教員へ必要に応じた適切な指導や助言を行うと同時に、学力調査の実施や結果分析、その成果と課題を踏まえた研修の実施、教材の開発等を充実させます。
	義	小規模学級での先進的で特色ある教育活動への支援と全県への波及を図ります。(再掲)
③優れた人材の確保	義	めまぐるしく変化する現代社会に柔軟に対応するため、選考検査の受検年齢制限を「59歳以下」に引き上げ、幅広い人材の中から優れた人材を確保します。
	義	児童生徒一人ひとりへの学習指導を充実させるため、選考検査に「加点制度」を導入し、様々な免許資格を持ち、専門性の高い人材を確保します。
	義	大学等との連携を深め、大学等におけるガイダンスの拡大を図り、教職や学校現場の魅力をアピールすることにより、本県を受検する学生の増加に取り組みます。
	義	教員選考検査周知のためのポスター、教職の魅力を伝えるパンフレットを作成・配付し、今後より多くの人材を確保していくことに努めます。

④教員の適正配置	高	教育条件に地域間格差が生じないように、人事交流等を有効に活用し、リーダーとなる教員の配置や年齢構成の平準化を行うなど、教員の適正な配置を進めます。
⑤学校評価制度の充実と教職員の評価制度の活用	高	教職員の資質向上と開かれた学校づくりを推進するため、学校評価制度のアンケート項目や整理・分析等の充実を図ります。
	高	人事評価制度を充実し、評価を通じた意識改革、能力開発等を進め、教職員の資質向上を図ります。
⑥管理職研修会の充実	義セ	管理職として必要とされる使命感等の素養や教育の管理等のマネジメント力が適切に育成され、児童生徒、保護者、地域住民、所属職員から信頼を寄せられる資質・能力を高められるよう研修の充実を図ります。
⑦地域と共に進める学校づくり	義高	学校と地域が連携・協働して子供を育てる学校づくり、地域づくりを目指し、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の仕組みづくりを推進します。
⑧外部人材の活用及び専門スタッフの配置と資質向上	義保	(再掲)
⑨様々な人々と協働できる資質の育成	義	学校のマネジメントを強化し、教員の一人ひとりが専門性を発揮し、スクールカウンセラー等の専門スタッフと連携・協働するチームとしての学校づくりを推進します。

2 これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上

担当課（教育企画室/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課
/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取組

①「やまなし教員等育成指標」に基づく取組の推進	セ	教職生活の全体を通じて学び続ける教員を支援するための養成・採用・研修の一体的な取組を推進します。
	セ	全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、教育委員会と大学等が教員の資質向上に係るビジョンを共有するための協議会を通じて策定した「やまなし教員等育成指標」に基づく取組を推進します。
	義セ	校内研修や大学、教職大学院等との連携など継続的な研修を推進します。同時に初任者研修と2年目、3年目の研修との接続、マネジメント力の強化のための管理職研修など、「やまなし教員等育成指標」に基づく研修を推進します。

②質の高い教員の確保	企保	教職の魅力を発信するとともに、学校における働き方改革を進めることで、教員がその能力を発揮し、新たな時代の教育に対応できる質の高い教員の確保に努めます。
③教職員の評価制度の充実	高	人事評価制度を充実し、評価を通じた意識改革、能力開発等を進め、教職員の資質向上を図ります。
④全教員による授業研究の充実	高	相互授業参観、参加型授業研修、授業診断シートの活用等を通し、授業改善に向けて研鑽を積むことで、授業力の向上に努めます。
⑤教職員支援機構の研修及び県内企業への研修の推進	高	教員の資質や能力、専門的実践力向上のために、独立行政法人教職員支援機構の研修及び県内企業への研修を積極的に進めます。
⑥外部講師による教員の指導力・技術力向上	高	工業科指導主事の学科別教科訪問時に、山梨大学教授等が同行して、大学の視点から指導・改善の方法や最新の技術等について指導助言を行い、教員の指導力・技術力向上を図ります。
	義	生徒指導に関わる内容について外部講師を招へいし講演会等を実施し、教員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。
⑦初任者研修・中堅教諭等資質向上研修の充実	義セ	新任教員に対して総合教育センターや所属校における初任者研修の充実を図り、実践的な指導力や使命感を養います。
	義高	中堅教諭を対象に、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割が果たせるよう、個々の能力や適性等に応じた研修を行います。
⑧総合教育センターにおける各種研修の充実	セ	教員の資質・能力、実践的指導力を高めるため、総合教育センターで行われている各種研修の内容のさらなる充実を図ります。
	セ	総合教育センターで行われている研修について、図書館、博物館、文学館及び地域の各機関と連携を取り、その内容の充実を図ります。
	セ	総合教育センターがこれまでに蓄積した本県の教育研究の成果や各学校や各種教育研究団体の研究成果を電子データベース化し、活用します。
⑨公立と私立高等学校教員の授業研究の充実	高	公立高等学校と私立高等学校の教員が、授業を参観し合い研究協議を共にすることにより、各自の授業力の向上を図るとともに、お互いの教育観の理解を深め、地域教育への協力意識の向上を図ります。

⑩指導が不適切な教員の人事管理システムの公正かつ適切な運用	義 高 セ	指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修修了時における指導改善の程度の認定に当たっては、専門家等の意見を聴き、人事管理システムの公正かつ適正な運用を進めます。
⑪教師の専門性の向上（特別支援教育）	高 セ	指導に課題のある教員に対して、早期に適切な指導や助言を行えるよう、きめ細かな支援体制の整備を進めます。
⑫校内支援体制の充実	特	多様な児童生徒に対応できるよう、教師全てが特別支援教育の専門性を身につけ、資質向上を図ります。特別支援学校と小中学校、高等学校との人事交流を促進し、特別支援教育の理解推進を図ります。
	特	小中学校・高等学校等における校内支援体制の充実を図ります

基本方針2 質の高い教育のための環境整備

施策の方向性（1）安全安心な教育環境の整備

○施策の目指す姿

【現在】

県立学校施設は、築30年以上の建物が4割を超えるなど、老朽化が進んでいる。



【将来】

学校施設の長寿命化改修を中心とした老朽化対策が計画的に実施され、子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができている。

○施策の概要

1 安全・安心で質の高い学校施設の整備の推進

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（学校施設課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①安全で快適な教育環境の整備	施	学校施設の改築や改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー化をはじめ、太陽光発電設備や冷房設備の設置、照明のLED化、トイレの洋式化を行い、安全で快適な教育環境の整備を図ります。
	施特	特別支援学校の施設・設備の整備及び適正規模・適正配置等について検討を進め、より豊かな教育環境を目指します。
	施	性の多様性に配慮した教育環境の整備について検討を進めます。
②公立学校施設の長寿命化	施	公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を推進します。

2 学校における教材等の教育環境の充実

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課）

具体的な取組

①学校図書館の計画的な整備	高	（再掲）
②設備の整備	施	県立学校における円滑な授業の実施に必要な教材備品等を整備します。
	施	理科及び算数・数学教育の充実を図るため、必要な設備を整備します。（再掲）
	施	産業教育に関する教材教具の充実を図ります。（再掲）

3 学校安全の推進

担当課（学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/保健体育課
/総合教育センター/私学・科学振興課）

具体的な取組		
①防災機能の強化	施 私 子政	学校施設の総合的な耐震化を進めるなど、防災機能の強化を図ります。
②学校設備等の点検による安全の確保	施 設	学校の防犯対策や建物の定期点検、消防設備等の保守点検を行い、安全の確保を図ります。
③地域社会における学校安全への取組	保	子供たちの登下校時の安全を守るため、交通安全・生活安全（防犯）・災害安全（防災）の3観点から、警察や保護者等との連携を強化し、市町村教育委員会や学校への支援・指導の拡充を図ります。
	保	子供たちが安心して学校生活を送れるように、地域ボランティアを活用するなど地域社会で学校安全に取り組めます。
④教員の資質・能力の向上	セ	（再掲）

4 私立学校の教育基盤の強化

担当課（私学・科学振興課）

具体的な取組		
①私立学校の総合的支援	私	私立学校が、建学の精神に基づき、健全な経営の下で、特色ある教育活動が促進されるよう、私学助成その他の総合的支援を行います。
	私	特色ある教育活動や学びの機会を保障するICT環境の整備に必要な支援を行います。
②私立高等学校の授業料減免に対する支援	私	私立高等学校に通学する低所得世帯の生徒の保護者の負担を軽減するため、授業料を減免した学校法人に対し補助を行います。

施策の方向性（２）ICT活用のための環境整備

○施策の目指す姿

【現在】

情報活用能力の育成やICTによる「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の適切な実施等のため、ICT環境の整備が求められている。



【将来】

BYODによる一人一台端末環境やコンピュータ教室など学校のICT機器が着実に整備・更新されることで誰でも教育の機会にアクセスできる環境が整い、個に応じた指導等が充実し、児童生徒の質の高い学びが実現している。

○施策の概要

1 学校のICT環境整備の充実

施策の概要については次回（第5回）で検討予定

担当課（教育企画室/学校施設課/義務教育課/高校教育課/特別支援教育・児童生徒支援課/総合教育センター）

具体的な取組

①設備の整備	企 施 高	新学習指導要領において全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、高等学校や特別支援学校の情報教育機器を整備し、ICT環境の充実に努めます。
	義	新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施に向けたICT環境の整備を推進します。
	企	個人所有の端末を活用するBYOD（Bring Your Own Device）により、県立高等学校及び特別支援学校高等部における生徒用端末の1人1台環境の整備を推進します。